

平成 22 年度第 3 回生駒市都市計画審議会  
会議録

1 会議の年月日、開閉時刻及び場所

- (1) 会議の年月日 平成 22 年 11 月 29 日 (月)  
(2) 開 閉 時 刻 午後 1 時 30 分から午後 3 時 45 分  
(3) 場 所 生駒市役所 4 階 401・402 会議室

2 委員の出欠

(1) 出席者

- (委 員) 増田会長・下村委員・中野委員・久保(博)委員・久保(昌)委員・田中委員・中井(公)委員・中井(武)委員・安若委員・立見委員・藤堂委員  
(事務局) 吉岡都市整備部長・森本都市整備部次長・前川みどり景観課長・林都市計画課課長補佐・谷都市計画課庶務係長  
(説明者) 新谷市民部長・北村産業振興課長・紀産業振興課課長補佐

(2) 欠席者

中谷副会長・戸川委員・久委員・出垣委員

3 会議の成立

○上記 2-(1)により、委員の過半数が出席され、本審議会は有効に成立している。

(生駒市都市計画審議会条例第 6 条第 2 項)

4 会議の公開・非公開の別 公開

5 傍聴者数 1名

## 6 配布資料

- (1) 会議次第
- (2) 委員名簿
- (3) 説明用資料 1 第 1 号案件「大和都市計画生駒市高山学研地区地区計画の変更について（事前説明）」の説明用資料
- (4) 説明用資料 2 その他（１）「第5回線引き用途地域等定時見直しについて」の説明用資料
- (5) 説明用資料 3 その他（２）「学研北生駒駅周辺の土地利用計画について」の説明用資料
- (6) 説明用資料 4 その他（３）「生駒市都市計画マスタープラン（全体構想）（案）」
- (7) 説明用資料 5 その他（４）「生駒市景観計画（案）」

## 7 次第

- (1) 開会
- (2) 審議案件  
第 1 号案件 生駒市高山学研地区地区計画の変更について（事前説明）
- (3) その他
  - ① 第 5 回線引き・用途地域等定時見直しについて
  - ② 学研北生駒駅周辺の土地利用計画について
  - ③ 都市計画マスタープラン及び景観計画の策定状況について

## 8 審議結果等

- (1) 第 1 号案件 生駒市高山学研地区地区計画の変更について（事前説明）
  - ・担当課から概要説明
  - ・質疑

○企業誘致のための緩和ということだが、この緩和によって石油化学系の

工場も立地できるのか。

●県の科学技術振興指針に基づき、先進的・革新的な企業の誘致を行って  
いく予定です。

○環境規制についてはどのようなになっているのか。

●環境規制については、法律上でも十分な規制が行われているが、この地  
区についてはそれ以外に、「高山地区環境保全委員会」が設けられてお  
り、その中でも審査等を行い、立地企業と市との間で協定書を締結して  
いく。

○この地区への立地について関心があるが規制が厳しいため断念された  
というのはどういった業種か。

●電気配線の製造やプリント業などがあったが、石油溶剤の規制が厳しい  
事から立地できなかった。

○企業誘致に取り組んでいるのは県だけなのか。

●企業誘致については、県と市との協働で組織している企業立地委員会が  
あり、県・市それぞれに相談があった段階で連携して取り組んでいる。

○今回の規制緩和については、企業からの要望に基づき行っているのか、  
アンケート等の結果に基づく見込みに基づき行っているのか。

●アンケート結果等に基づき、緩和内容を検討している。

○高山地区の企業誘致上のセールスポイントは。

●大阪に距離的に近く、また、鉄道が大阪から直結していることにより従  
業員の通勤等が容易であること、奈良先端科学技術大学院大学があるこ  
とから、共同研究を行えることが考えられる。

○規制緩和も大事だが、隣接する学研の精華地区や最近できた第二京阪と  
を結ぶインフラの整備も重要である。

○この規制緩和の動き自身が、少し遅かったのではないか。

○次回の本諮問の際には、規制緩和だけでなく、環境に配慮した委員会の  
内容等について詳しく説明して欲しい。

(2) その他(1) 第5回線引き・用途地域等定見直しについて

・担当課から概要説明

特に意見なし

(3) その他(2) 学研北生駒駅周辺の土地利用計画について

・担当課から概要説明

○地区計画を導入していく際には隣接する住宅地に配慮し作成して欲しい。

○富雄川沿いについては、緑地帯を大きく取るべきではないか。

○この地区では、現在道路整備が進められているところであるが、現状でもかなり渋滞しており、これだけの店舗が立地して交通量は大丈夫なのか。

●市としても懸念しており、現在市内部でプロジェクトチームを立ち上げ検討しているところ。

(4) その他(3) 都市計画マスタープラン及び景観計画の策定状況について

・担当課から概要説明

○田園風景を保全していくためには、地権者頼みではなく、行政としても何らかの取組みが必要なのではないか。